

## 奈良県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉村 忠明	大和郡山市八条町七四七
〃	豆本 博一	〃
〃	菅田 安広	〃
〃	川本 澄雄	〃
〃	西川 儀治	〃
〃	松岡 勤	〃
監事	石川 武史	〃
〃	藤田 幸司	〃

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	茨木 武美	大和郡山市八条町七六九
〃	村下 秀雄	〃
〃	巽 篤	〃
〃	西川 俊彦	〃
〃	松岡 伸浩	〃
〃	堀内 富史朗	〃
監事	吉川 達彦	〃
〃	堀川 佳代子	〃